

FAO・WHO共同作成
日本の原子力緊急事態と食品安全への懸念

よくある質問

改定：2011年4月8日（ローマ時間）

以下のQ&Aは日本で生産された食品の安全性に対する国際的な懸念の高まりを受けて、国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）によって作成されたものである。

国際貿易において、食品に含まれる放射性物質に関する規則はあるのか？

- 原子力または放射能の緊急事態後の国際貿易食品の放射能レベルに関して、国際的に合意されているコーデックス・ガイドライン・レベル（以下、「コーデックス・ガイドライン」）がある。このガイドラインは、FAOとWHO合同の国際食品規格委員会が発表しているものである。
- コーデックス・ガイドラインは次のように述べている。「食品の消費者を放射能から保護するという観点で見ると、食品に含まれる放射能レベルがコーデックス・ガイドラインの基準値を上回っていない場合、当該食品は人間の摂取に安全であると考えられるべきである。コーデックス・ガイドラインの基準値を上回った場合は、各国政府はその領土または管轄区域において、当該食品を流通させるかどうか、また、どのような条件下で流通させるかを決定する。各国政府は、コーデックス・ガイドラインに由来する食品流通条件が適用できない場合、例えば、放射能汚染が広範囲におよぶ場合は、国内利用に関して異なる基準値を採用しても構わない。香辛料のようにごく少量で摂取される食品で食品の総摂取量に占める割合が小さくなる食品に関しては、それによる放射線量の摂取が小さいので、コーデックス・ガイドラインの基準値の10倍まで増加させても構わない。」

日本からの食品の安全を監視するためにどのような措置が取られているのか？

- 日本の原子力事故の対応として、日本の当局は食品の監視体制を敷き、日本の暫定基準値を超える放射性物質が検出された特定の県または地域の生産物の消費と流通を規制している。

日本における食品監視の結果及びそれに伴う食品の摂取、流通に関する決定は、厚生労働省のウェブサイトで定期的に発表されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016378.html#syukka>（日本語）

<http://www.mhlw.go.jp/english/topics/2011eq/index.html>（英語）

- 多くの国は日本国内で取られた措置を反映した食品管理措置を行っている。食品の安全性や原産地を証明する書類を求める国もあれば、日本からの食品輸入を停止している国もある。また、多くの国では日本からの輸入食品の監視を強化している。
- 輸入国が消費者の健康を守るために慎重な措置を取ることは理解できるが、科学的な根拠に関してはコーデックスの原則に準拠しなければならないことを想起すべきである。

他国で生産された食品は日本の原発事故の影響を受けるのか？

- 日本の損壊した原発から放射性物質が放出されている。他国において今日までに計測された放射線レベルはほとんどの人が日常生活で浴びるバックグラウンド放射線のレベルをはるかに下回るもので、状況を注意深く監視している国連諸機関によれば、健康被害や通行の安全上に問題があるものではない。
- 非常に高性能の検出手法を用いれば微量の放射性セシウムとヨウ素が検出されるかもしれないが、これに含まれるの量は十分に許容できる範囲のものなので、外国の食品に影響が及ぶようなことはなく、また、それを摂取する人々の健康にリスクを与えるようなものでもない。

英文サイト：<http://www.fao.org/crisis/japan/69718/en/>

国際食品規格委員会：http://www.codexalimentarius.net/web/index_en.jsp

FAO/WHO 共同コーデックス委員会ガイドライン：
http://www.codexalimentarius.net/web/more_info.jsp?id_sta=17